

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

沖縄県犯罪被害者等支援計画（仮称） 素案

令和5年度～令和9年度

沖 縄 県

目 次

I 総論

第1章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 実施状況の公表、検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）

- 1 県内における犯罪等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 犯罪被害などに関する相談の状況・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 犯罪被害者等が置かれている状況・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 計画の基本的な方向

- 1 基本目標・目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 基本方針・施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

II 各論（施策の展開）

基本方針1 損害の回復及び経済的負担の軽減

- 1 損害賠償請求等に関する援助・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 経済的負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 居住の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 雇用の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

基本方針2 精神的・身体的被害の回復

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供・・・・・・・・ 17
- 2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等・・・・ 19

基本方針3 再被害・二次的被害の防止

- 1 安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 二次的被害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

基本方針4 県民・事業者の理解の促進

- 1 県民・事業者の理解の促進・・・・・・・・・・・・・・ 24

基本方針5 民間団体・支援従事者の育成・支援

- 1 人材の育成・調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 民間支援団体に対する支援・・・・・・・・・・・・・・ 28

基本方針6 連携協力体制の整備

- 1 総合的な支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 相談及び情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 市町村における支援体制の充実に向けた取組・・・・ 32

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

Ⅲ 資料編

資料 1 犯罪被害者等基本法の概要 35

資料 2 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号） 36

資料 3 犯罪被害給付制度の概要 41

資料 4 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
（昭和55年法律第36号） 44

資料 5 沖縄県犯罪被害者等支援条例の概要 51

資料 6 沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和 4 年沖縄県条例第 42 号） 52

資料 7 沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（令和 4 年沖縄県規則第 33 号） . . 55

資料 8 沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領
（令和 4 年沖縄県犯罪被害者等支援審議会決定） 56

資料 9 具体的施策一覧 57

<用語の定義等>

1 「県」とは

知事部局、公安委員会、教育委員会等、県の執行機関の全てを指す。

2 「犯罪等」(条例第2条第1号)

①犯罪及び②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

①「犯罪」とは

個人の生命、身体又は財産等に害を及ぼす行為で、刑法その他の刑法令により、刑罰を科せられる行為をいう。

②「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは

「犯罪」には該当しないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいう。

- 【例】
- ・ ストーカー行為には当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等
(ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条、第4条)
 - ・ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項)
 - ・ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食
(児童虐待の防止等に関する法律第2条第3号)

3 「犯罪被害者等」(条例第2条第2号)

犯罪等により被害を受けた被害者本人及びその家族又は遺族

* 加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。(出典：第4次犯罪被害者等基本計画)

4 「犯罪被害者等支援」(条例第2条第3号)

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

5 「再被害」(条例第2条第4号)

犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられること

6 「二次的被害」(条例第2条第5号)

犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害

【例】 周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等での誹謗中傷、報道機関による過剰な取材活動など

7 「民間支援団体」(条例第2条第6号)

犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体

* 「犯罪被害者等早期援助団体」：各都道府県において、犯罪被害等の早期軽減や犯罪被害者等の生活の再構築を目的として設立された営利を目的としない法人で、犯罪被害者等支援を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、公安委員会が「犯罪被害者等早期援助団体」として指定しており、本県では「公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター」が指定を受けている。

I 総論

第1章 計画の策定にあたって（計画の基本的考え方）

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等に対する支援について、国は、平成16年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）を定め、同法第8条第1項の規定により犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進しており、計画期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）においては、犯罪被害者等支援のための体制の整備の取組の一つとして、地方公共団体における犯罪被害者等支援の促進を掲げております。

県においては、これまで、平成15年に制定したちゅらうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）に犯罪被害者等支援に関する事項を盛り込み、犯罪被害者等支援に関する施策を推進してきたところです。

こうした中、本県では、犯罪被害者等支援の一層の推進を図るため、令和4年7月に「沖縄県犯罪被害者等支援条例」（令和4年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）を制定しました。

このたび、この条例に基づき、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「沖縄県犯罪被害者等支援計画」（以下「計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第9条に基づき策定するものであり、基本法第5条（地方公共団体の責務）の規定に基づく要請に応えるものです。

県が実施する具体的施策（犯罪被害者等に特化していない関連施策・事業も含む。）を体系的に整理し、定めます。

また、「沖縄県SDGs実施指針」を踏まえ、誰一人取り残さないという理念のもと、SDGsの実現に貢献します。

《関連する主なゴール》



3 計画期間

令和5年度～令和9年度（5か年）

ただし、計画期間内であっても、国の施策の展開、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化等に合わせ、必要に応じて見直すことがあります。

1 **4 計画の推進体制**

2 様々な分野にわたる施策を総合的に機能させていくために、「沖縄県犯罪被害者
3 等支援庁内連絡会議」を中心に、庁内関係部局が相互に連携・協力しながら施策を
4 進めていきます。

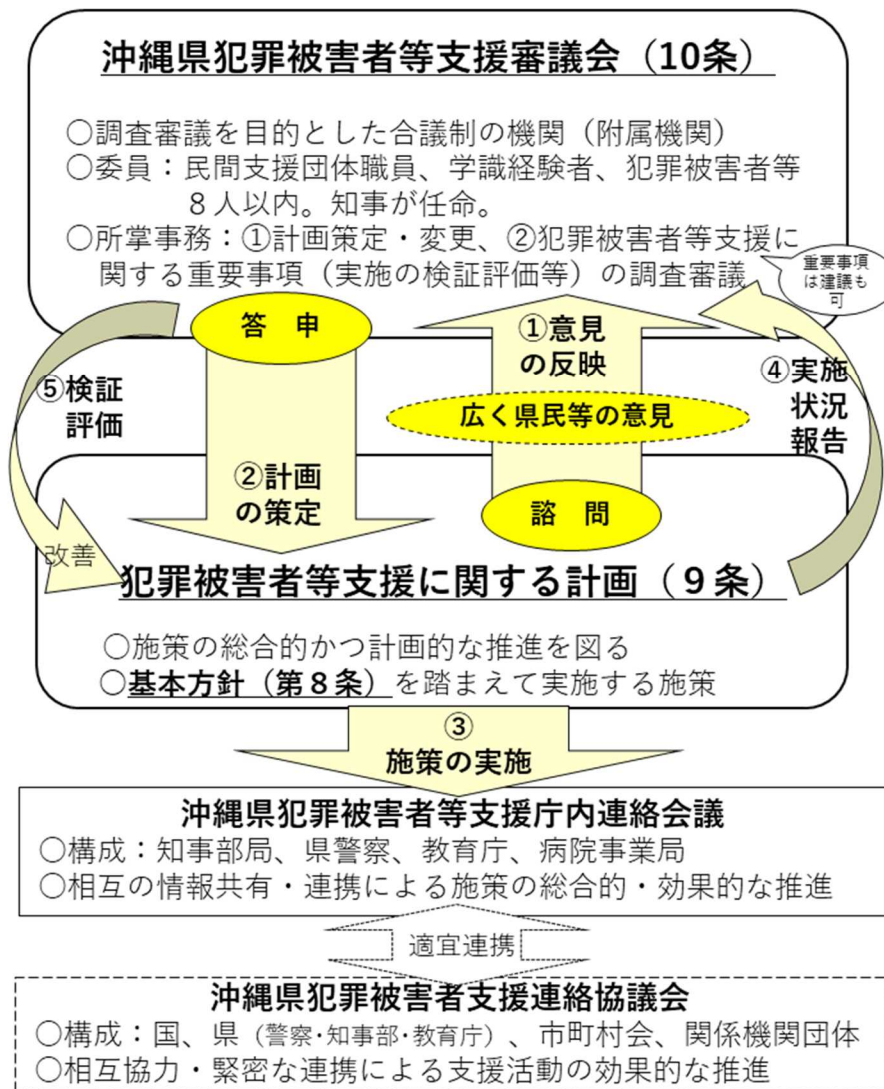
5 また、計画の策定・改定にあたっては、広く県民の意見を求め（パブリックコメ
6 ントの実施）、及び「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」で調査審議します。

7
8 **5 実施状況の公表、検証**

9 条例第9条第6項に基づき、毎年度、計画に基づき実施した施策の実施状況を取
10 りまとめ、公表します。

11 さらに、「沖縄県犯罪被害者等支援審議会」において、検証を行い、必要に応じて
12 改善を図りながら施策を進めていきます。

13
14 **【運営イメージ図】**



15

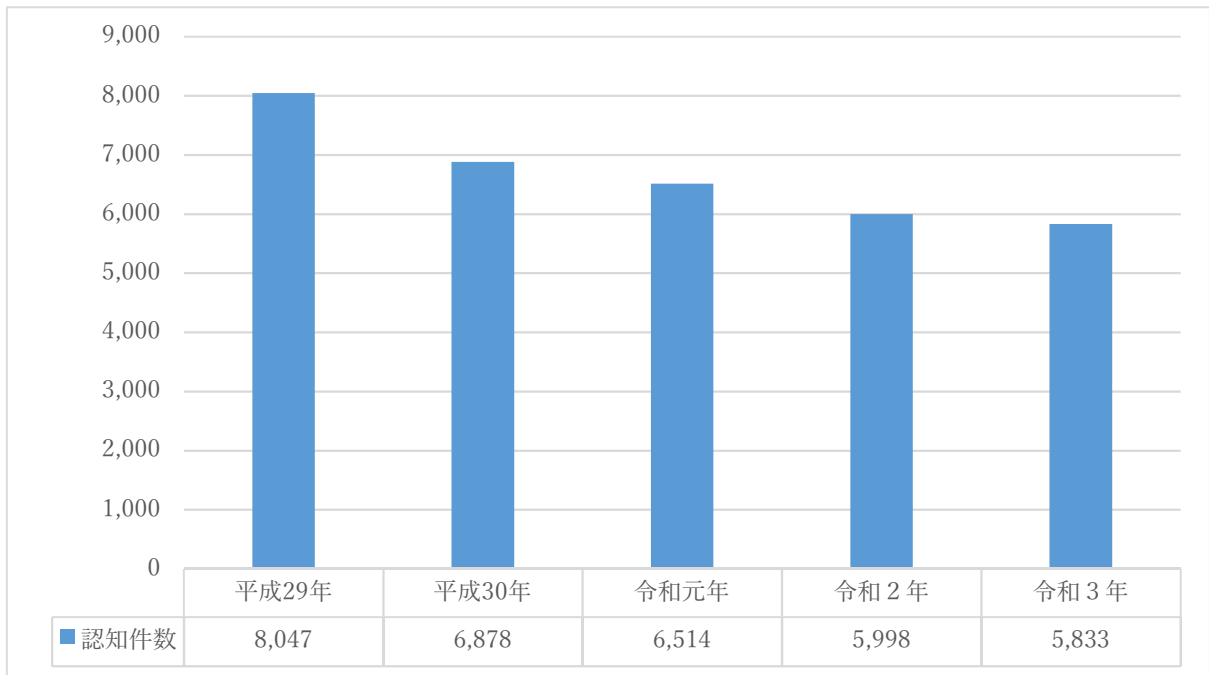
16

第2章 犯罪被害者等を取り巻く現状（統計等）

1 県内における犯罪等の状況

(1) 刑法犯認知件数（総数）

県内における刑法犯の認知件数は、平成14年の25,641件をピークに、年々減少しており、令和3年には5,833件とピーク時の約4分の1に減少しています。



（出典：沖縄県警察「犯罪統計書」）

1 (2) 刑法犯認知件数（罪種別）

罪種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	8,047	6,878	6,514	5,998	5,833
凶悪犯	71	43	50	51	39
殺人	11	17	16	10	14
強盗	18	14	14	9	7
放火	15	6	5	15	6
強制性交等	27	6	15	17	12
粗暴犯	885	792	759	788	758
凶器準備集合	0	0	0	1	0
暴行	325	294	258	277	253
傷害	475	428	421	414	383
脅迫	48	31	62	80	102
恐喝	37	39	18	16	20
窃盗犯	5,474	4,661	4,234	3,710	3,581
知能犯	496	452	455	368	410
風俗犯	82	69	87	70	69
賭博	3	4	3	5	1
わいせつ	79	65	84	65	68
その他の刑法犯	1,039	861	929	1,011	976

(出典：沖縄県警察「犯罪統計書」)

2
3
4
5

(2) 米軍人・軍属及びその家族による刑法犯検挙件数（罪種別）

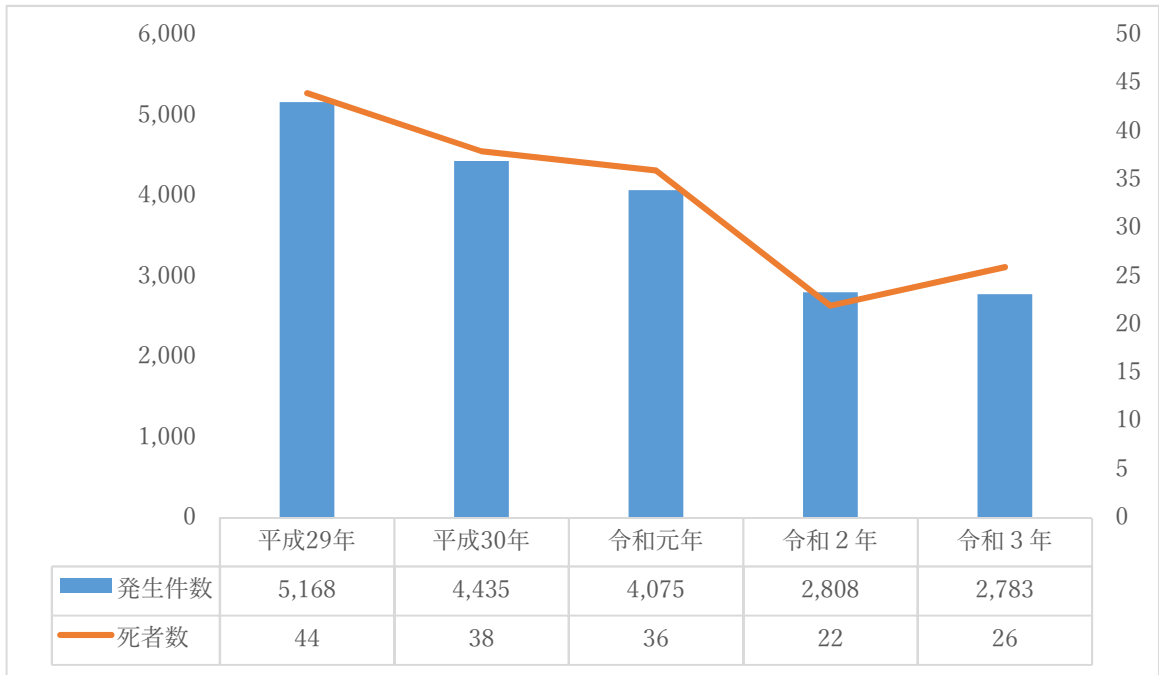
罪種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	48	31	31	39	41
凶悪犯	4	0	0	2	2
殺人					
強盗	2			2	
放火					
強制性交等	2				2
粗暴犯	8	6	2	10	1
凶器準備集合					
暴行	3	1	1	3	1
傷害	5	5	1	7	
脅迫					
恐喝					
窃盗犯	18	16	9	13	25
知能犯	13	2	4	1	
風俗犯	2		1	1	3
その他の刑法犯	3	7	15	12	10

(出典：沖縄県警察「犯罪統計書」)

6
7

1 (3) 交通事故発生件数・死者数

2 令和3年中の県内における交通事故発生件数は2,783件で、平成25年以降10
3 年連続で減少するとともに、同年の死者数は、統計史上2番目に少ない数となっ
4 ております。



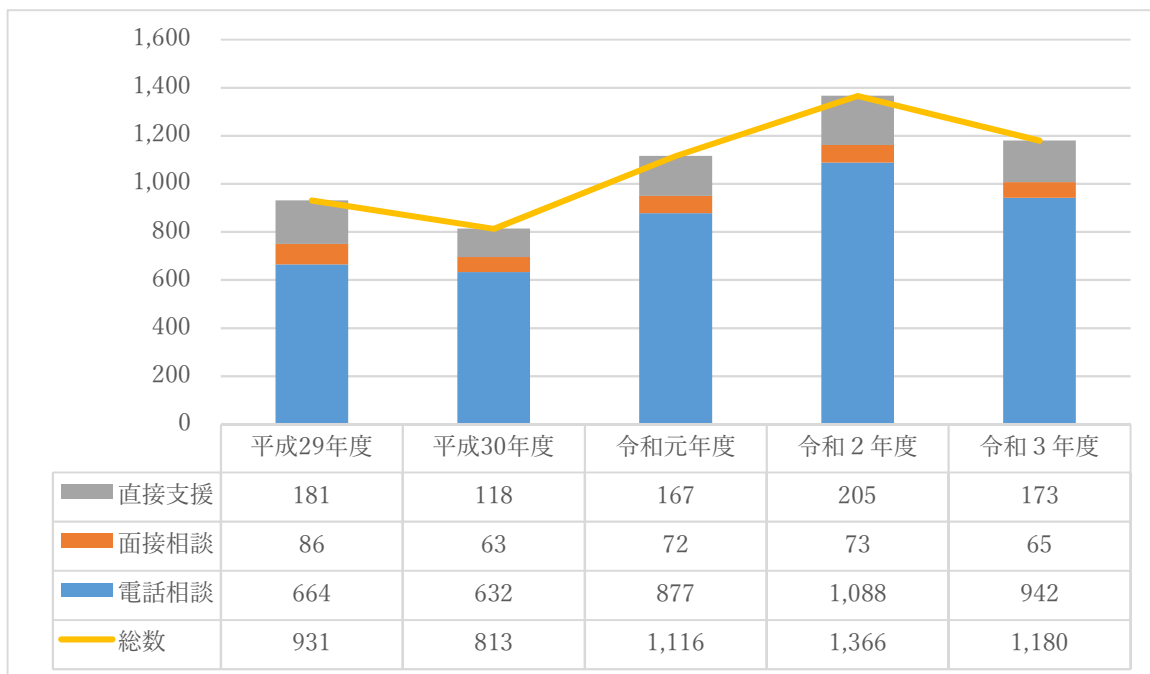
(出典：沖縄県警察「交通白書」)

5
6
7
8

2 犯罪被害などに関する相談の状況

(1) 公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター相談支援件数

沖縄被害者支援ゆいセンターにおける相談支援件数は、増加傾向にあり、令和2年度は過去最多件数となりました。



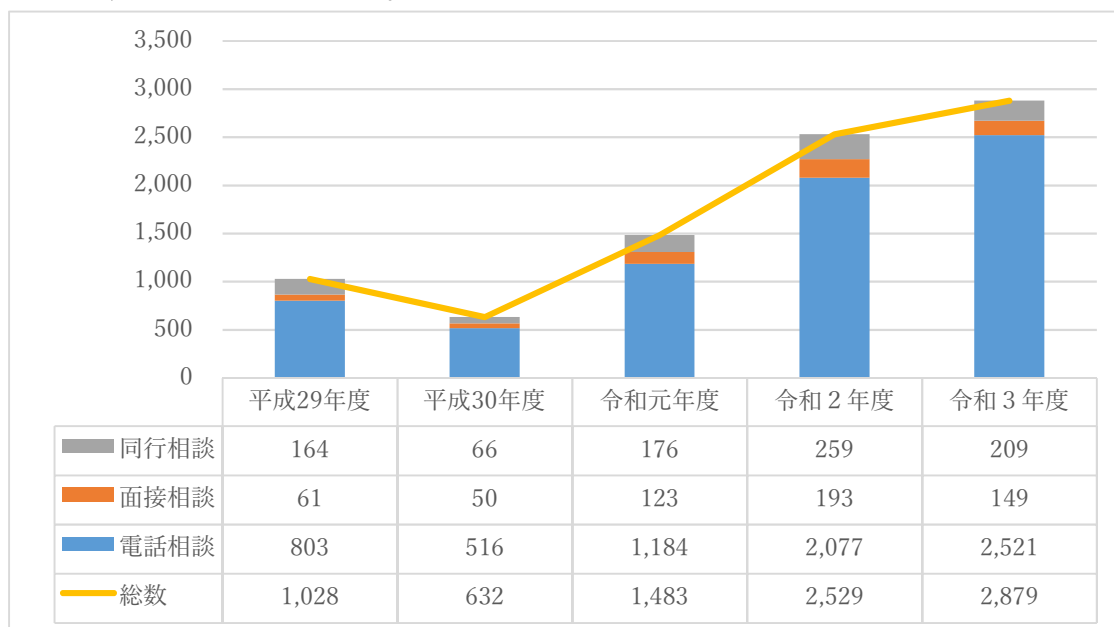
(出典：(公社) 沖縄被害者支援ゆいセンター調べ)

■内訳

支援項目・内訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談支援件数 合計	931	813	1,116	1,366	1,180
電話相談	664	632	877	1,088	942
交通事故	59	46	75	103	87
性被害	183	131	296	317	228
殺人(傷害致死)	47	71	85	155	107
暴行・傷害	76	65	74	198	188
DV・ストーカー	134	168	121	85	159
その他	165	151	226	230	173
面接相談	86	63	72	73	65
交通事故	11	5	5	8	5
性被害	26	13	27	22	14
殺人(傷害致死)	7	7	8	8	10
暴行・傷害	13	8	9	17	12
DV・ストーカー	15	21	13	7	16
その他	14	9	10	11	8
直接支援	181	118	167	205	173
裁判所付添・代理傍聴等	40	34	61	63	47
病院・カウンセリング付添	37	24	32	25	41
検察庁・警察署付添	14	3	7	7	10
弁護士事務所付添	56	38	36	56	18
公的機関付添	11	5	12	8	18
その他(家庭訪問等)	23	14	19	46	39

1
2 **(2) 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター相談支援件数**

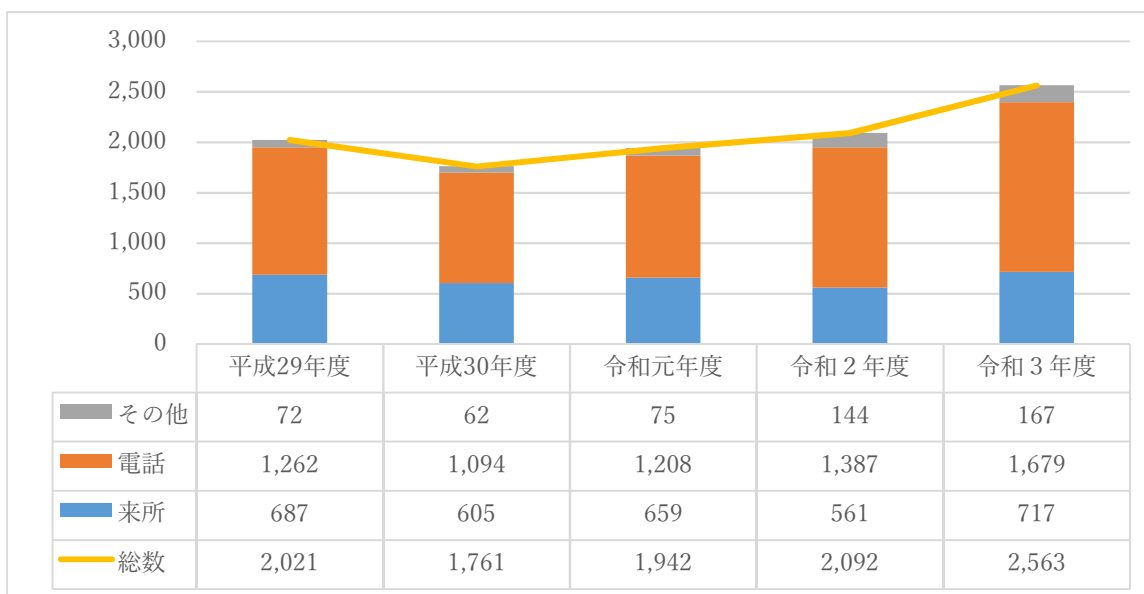
3 沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター「with you おきなわ」におけ
4 る相談支援件数は、令和3年度は延べ2,879件となっており、令和2年度から
5 350件の増加となっています。



(出典：沖縄県女性力・平和推進課調べ)

6
7
8
9
10 **(3) 沖縄県配偶者暴力相談支援センター相談件数**

11 本県の配偶者暴力相談支援センターにおける令和3年度のDV相談件数は
12 2,563件となっており、平成29年度の2,021件から542件の増加となっており
13 ます。

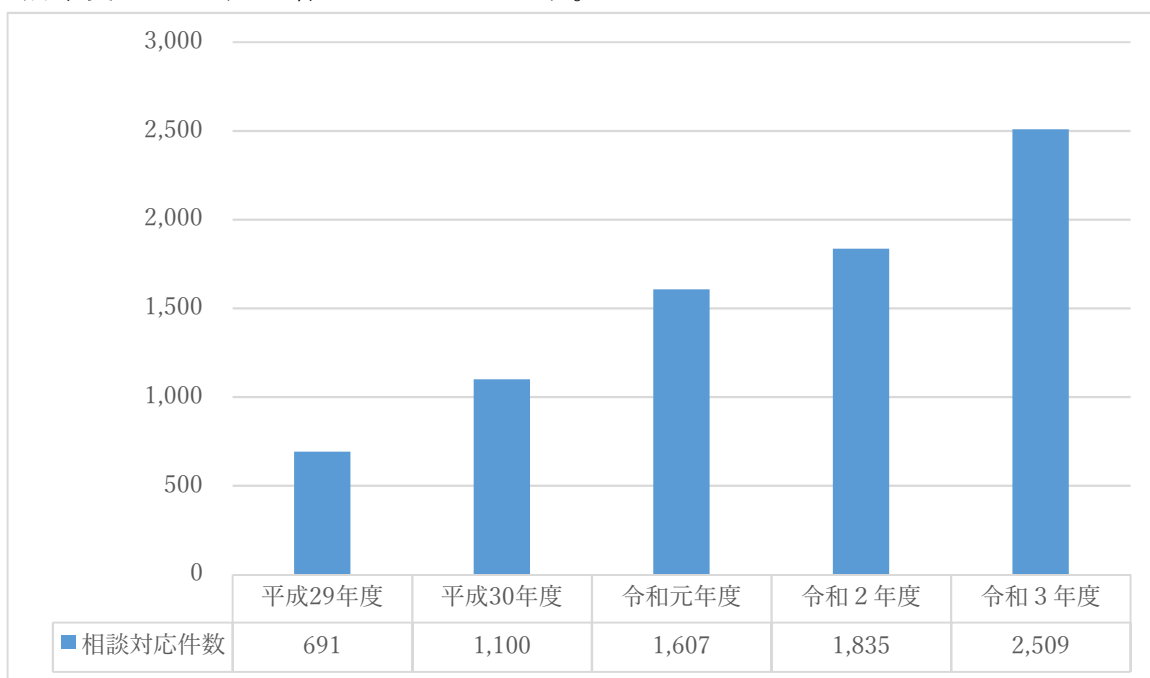


(出典：内閣府男女共同参画局ホームページ)

1
2
3
4

(4) 児童相談所における児童虐待相談対応件数

令和3年度の本県の児童相談所における児虐待相談対応件数は、2,509件で対前年度比36.7%の増となっております。



5
6

(出典：厚生労働省ホームページ、沖縄県「児童相談所業務概要」)

3 犯罪被害者等が置かれている状況

(1) 直接的被害、加害者からの更なる被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭うことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

(2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身に様々な不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前に行っていたことが、できなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心理的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

(3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家族が家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等様々な面で支出が増加します。

加えて、刑事手続きや民事手続き等の各種手続きや、加害行為による治療や心身の不調により、被害に遭う前と同様に働けなくなることで、仕事を休職・退職を余儀なくされることもあり、収入の減少・途絶により経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

(4) 周囲の人の言動やマスコミ等による精神的苦痛、二次的被害の問題

人から危害を加えられ、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み等が大きな精神的苦痛となることもあります。

さらに、マスコミによる、事実と異なる内容やプライバシーを侵害する内容などの報道、強引な取材や過剰な取材により、更に精神的に深く傷つけられることもあります。

周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

1 (5) 捜査、裁判に伴う様々な問題

2 捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に
3 事件のことを思い出し、つらい思いをします。

4 捜査の過程では、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事
5 者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱く
6 ことがあります。

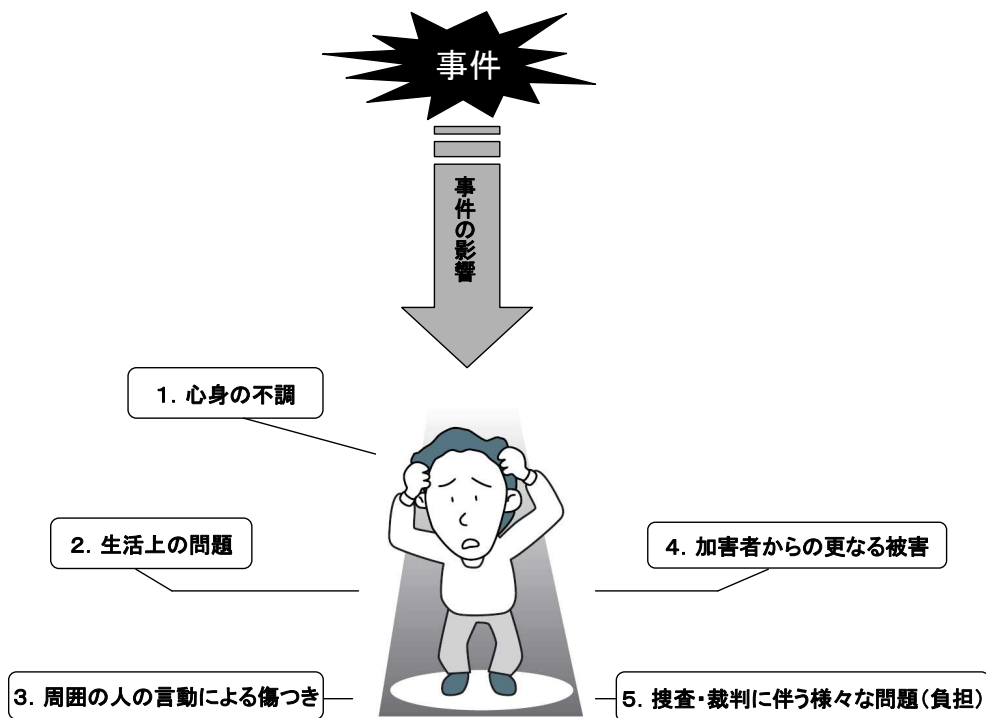
7 さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時
8 間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を
9 置く、加害者の弁護士から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなど
10 の精神的負担を強いられることもあります。

11 損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされる
12 ほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き
13 合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみ
14 ならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの
15 困難に直面することもあります。

16
17 (6) 沖縄県特有の事情

18 本県は、37 の有人離島を有する我が国唯一の島しょ県としての地域的特性を
19 有しており、県外及び県内島しょ間の移動等に伴う様々な負担が生じています。

20 また、県内には米軍基地が存在し、米軍人等による事件・事故が発生する等、
21 特殊事情を抱えています。



1 **第3章 計画の基本的な方向**

2 3 **1 基本目標・目指す姿（*条例第1条：目的）**

4 条例第1条の規定に基づき、社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮
5 らすことができる社会の実現を目指します。

6 7 **2 基本理念（*条例第3条：基本理念）**

8 条例第3条に掲げる基本理念に基づき、支援を推進します。

9 ○犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を
10 保障される権利が尊重されること

11 ○県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事
12 業者の相互の連携協力の下、社会全体で推進すること

13 ○被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて適切な支援を行
14 うこと

15 ○二次的被害が生ずることのないよう十分配慮すること

16 ○必要な支援が途切れることなく提供されること

17 18 **3 基本方針・施策の柱（*条例第8条各号：基本方針）**

19 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第8条
20 に掲げる6つの基本方針を施策の柱として設定します。

21 基本方針1：損害の回復及び経済的負担の軽減

22 基本方針2：精神的・身体的被害の回復

23 基本方針3：再被害・二次的被害の防止

24 基本方針4：県民及び事業者の理解の促進

25 基本方針5：民間団体・支援従事者の育成・支援

26 基本方針6：連携協力体制の整備

27 28 **4 施策の体系**

29 「社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実
30 現」に向けて、3で掲げた6つの「基本方針」を「施策の柱」とし、犯罪被害者等
31 基本法に定められた地方公共団体が講ずるものとする「基本的施策」を中心に、14
32 の「基本的施策」を紐付け、体系的に整理します。

1 【施策の体系図】



2
3
4

II 各論（施策の展開）

基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第8条第1号関連）

1 損害賠償請求等に関する援助（基本法第12条関連）

【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、更なる精神的負担を強いられることとなります。また、訴訟となった場合には、訴訟費用・労力・時間を要すること、訴訟に関する知識が不足していること、独力では証拠が十分に得られないことなど、多くの困難に直面します。さらに、訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者の賠償能力が欠如している場合等は、十分な賠償が受けられないことも少なくありません。

このため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に進められるよう、損害賠償の請求について支援が必要とされています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
1 交通事故相談所での相談等	交通事故相談所（本所・支所）において、交通事故被害者等からの損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
2 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	県警察では、損害賠償請求制度について他機関の制度や窓口を紹介したパンフレット等を警察本部、警察署等の窓口等に備え付けるなどして当該制度を周知します。	警察本部 警務部広報相談課
3 暴力団犯罪による被害の回復の支援	公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議、沖縄弁護士会民事介入暴力対策特別委員会等と連携し、暴力団犯罪による損害賠償請求に係る他機関制度や窓口の紹介、情報提供を行う等の支援を行います。	警察本部 刑事部組織犯罪対策課

2 経済的負担の軽減（基本法第13条関連）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けるだけでなく、医療費、裁判費用、転居費用、警察や検察庁、裁判所への移動にかかる費用等による支出の増加、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から休職・退職を余儀なくされたことによる収入の減少など、経済的な困難に直面する場合があります。

このため、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減する支援が求められています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
4 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の充実	被害直後からの様々な経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組みます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資する施策の検討に努めます。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
5 犯罪被害者支援に係る公費支出	○性犯罪被害者の初診料・緊急避妊等の初回措置料、カウンセリング費用、司法解剖後の検案書料及び遺体搬送費並びに遺体修復費等を公費で一部負担するとともに、同制度の周知を図ります。 ○性犯罪・性暴力被害者に対して初診料等の公費負担を行い被害者等の経済的負担の軽減に努めます。	警察本部 警務部広報相談課 子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
6 犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知	犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して当該制度を周知します。	警察本部 警務部広報相談課
7 福祉資金貸付制度の活用	○生活福祉資金貸付制度 低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送るための必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行います。 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金 ひとり親等に対し、経済的自立を支援するとともに、その扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的に、修学資金等の貸付を行います。	子ども生活福祉部 福祉政策課 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

1 **3 居住の安定（基本法第16条関係）**

2
3 **【現状と課題】**

4 犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったことで居住が困難になったり、加害者に
5 自宅を知られているため不安や恐怖で帰宅できなくなるなど、様々な要因により引
6 越しを余儀なくされる場合があります。

7 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、安
8 定した居住を確保するための支援が必要とされています。

9
10 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
8 公営住宅への優先入居及び一時使用	県営住宅の空家待ち募集において、一般世帯より優遇した優先入居を実施します。また、犯罪により従前の住宅に居住することが困難であり、収入減少等の住宅困窮要件を満たす場合に、県営住宅の一時目的外使用ができるよう配慮します。	土木建築部 住宅課
9 民間住宅への入居支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、同協議会による住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。	土木建築部 住宅課
10 被害直後における居住場所の確保	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、汚損等により居住が困難で、かつ、一時避難先を確保できない場合等に、犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保及び自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で一部補助します。	警察本部 警務部広報相談課

11
12

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、身体的・精神的被害により従前に比べ仕事の能率が低下したり、治療のための通院、捜査への協力、裁判への出廷等のために休暇等を余儀なくされることがあります。しかし、雇用主や職場の理解が足りず、犯罪被害者等が当該職場で働き続けることが困難になることがあります。

こうしたことから、職場での犯罪被害者等支援の理解の促進と雇用の安定のための支援が必要です。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
11 事業主の理解の促進 【再掲】	犯罪被害者等の雇用の安定や職場における二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について、様々な機会・媒体を通じて、情報提供・広報啓発を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
12 犯罪被害者等への就労支援	「沖縄県おしごと応援センターOne×One（ワンバイワン）」において、犯罪被害者等が就労を希望する場合に、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行います。	商工労働部 雇用政策課
13 労働相談窓口の設置及び周知	労働問題全般に関する相談に対応するため、社会保険労務士の資格を有する相談員を配置した労働相談窓口を設置し、適切な助言・情報提供を行うとともに、活用のための周知を図ります。	商工労働部 労働政策課
14 個別労働紛争解決制度の周知	労働問題に関する労働者と事業主との紛争を解決する個別労働紛争解決制度について、周知するとともに必要に応じて関係行政機関の紹介を行います。	商工労働部 労働政策課

1 **基本方針 2 精神的・身体的被害の回復（条例第 8 条第 2 号関連）**

2
3 **1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 14 条関係）**

4
5 **【現状と課題】**

6 犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、
7 後遺症が残り看護や介護が必要となるなど、その後の生活に大きな影響を受ける場合
8 があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実と直面
9 し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠やめまいなど、様々な心身の変調
10 が、被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。

11 こうしたことから、心身に受けた影響から回復できるよう、それぞれの心身の状況
12 に応じた適切な支援や様々な主体が実施している支援サービスにつなげることが必
13 要です。

14
15 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
15 性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）の運営	性犯罪・性暴力被害者が被害直後からの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害者の潜在化防止を図ります。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
16 おきなわ子ども虐待ホットライン	児童相談所に「おきなわ子ども虐待ホットライン」を設置し、閉庁時においても児童虐待の通告を受け付け、関係機関への連絡体制を整え、24 時間・365 日体制の電話相談を実施することにより、児童虐待の予防、早期発見等につなげます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
17 精神保健福祉相談の実施	総合精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援、医療機関情報の提供等を行います。	保健医療部 地域保健課 保健医療総務課

施策名	施策の概要	所管部局等
18 生活再建等に資する福祉サービス支援制度の活用	<p>○生活困窮者自立支援制度 生活に困窮している犯罪被害者等に対する自立に向けた支援を、関係機関と連携して行います。</p> <p>○里親制度 児童相談所へ里親専門の職員を配置し、里親等に対する相談・援助や自立支援計画の作成、委託による相互交流事業等を行い、適切な養育の確保・里親支援を推進します。</p> <p>○高次脳機能支援 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、その支援体制の確立を図ります。</p>	<p>子ども生活福祉部 保護・援護課</p> <p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p> <p>子ども生活福祉部 障害福祉課</p>
19 学校における教育相談体制の充実	<p>公立小中高・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。また、性犯罪の被害に遭った児童生徒については、必要に応じた速やかな警察、性暴力被害者ワンストップ支援センターへの情報提供など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。</p>	<p>教育庁 義務教育課 県立学校教育課</p>
20 不登校の児童生徒に対する支援	<p>公立小中高・特別支援学校において、不登校児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行うとともに、各相談窓口として24時間子供SOSダイヤルや沖縄県子ども・若者みらい相談プラザ sorae の周知徹底に努めます。</p>	<p>教育庁 義務教育課 県立学校教育課</p>
21 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	<p>少年補導職員による継続的な支援を行うとともに、児童相談所・犯罪被害者等早期援助団体等との連携を図ります。</p>	<p>警察本部 警務部広報相談課 生活安全部少年課</p>

2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（基本法第18条・19条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。

また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応をされることによって、二次被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等の保護、捜査等の過程において、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があります。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
22 迅速・確実な被害の届出の受理等	告訴・告発について、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応します。	警察本部 関係各課
23 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察への届出を躊躇している性犯罪被害者が、医療機関を受診し、後に届出することになった場合に備え、医療機関で性犯罪被害者の身体から証拠資料を採取しておくため、協力が得られた医療機関に性犯罪証拠採取キットを整備します。また、医療機関において性犯罪被害者からの証拠資料を適切に採取するために、対応マニュアルを配付します。	警察本部 刑事部捜査第一課
24 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	検視及び司法解剖に関して、遺族に対し、その目的、手続等に関する適切な説明を実施するとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めます。	警察本部 刑事部捜査第一課

施策名	施策の概要	所管部局等
25 犯罪被害者等の意向に配慮した証拠物件の取扱い	証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部 刑事部刑事企画課
26 捜査に関する適切な情報提供等（被害者連絡制度、民間団体との連携）	重大事件等については、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努めます。また、犯罪被害者等早期援助団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図ります。	警察本部 刑事部刑事企画課 警務部広報相談課
27 交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進	重大・悪質な交通事故事件等については、交通部交通指導課調査官等が事故現場に赴いて捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めます。	警察本部 交通部交通指導課
28 女性警察官の配置等	性犯罪被害者の心情に配慮した対応を行うため、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進します。	警察本部 関係各課
29 被害児童からの事情聴取における配慮	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進めます。	警察本部 刑事部刑事企画課 生活安全部少年課
30 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	施設の改修・新築時等の機会をとらえて、犯罪被害者等の心情に配慮した施設の改善に努めます。	警察本部 関係各課

1 基本方針3 再被害・二次的被害の防止 (条例第8条第3号関連)

1 安全の確保 (基本法第15条関係)

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと、いう恐怖や深刻な不安を抱いており、再被害を防止するほか、被害者の安全の確保と精神的な負担の軽減を図ることが必要です。

また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の人に対して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体に対して危害が及ぶ恐れがあるものについても、これを未然に防ぎ、被害者等の安全を確保する必要があります。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
31 児童の安全の確保等に関する取組	児童相談所において、子どもや保護者、家族などからの各種相談に応じ、専門的見地から調査、判定等を行い援助方針を定め適切な支援を行うとともに、児童相談所等の職員体制の強化を図り、児童の安全の確認及び安全の確保に取り組みます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
32 女性相談所等における一時保護体制・対応の充実	女性相談所による一時保護や婦人保護施設及び一時保護委託の適正な運用に努めます。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
33 児童虐待の再被害防止・早期発見のための関係機関の連携等	○児童相談所に児童虐待相談専門員、受付相談専門員などの相談員を配置し、児童の安全確認や適切な支援等を充実させるとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を推進し、児童虐待防止の強化を図ります。 ○配偶者暴力相談センターと児童相談所等との連携・協力を推進します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
34 警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化	再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、関係機関・団体と連携して、再被害防止に資する情報の提供や、非常時の通報要領、自主警戒の方法等の防犯指導を行います。また、必要に応じて緊急通報装置の貸与や自宅等の警戒を行います	警察本部 関係各課

施策名	施策の概要	所管部局等
35 再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）	ストーカー事案やDV事案等の加害者の動向等を把握し、ストーカー加害者へのカウンセリング等必要な措置を講じます。	警察本部 生活安全部人身安全対策課
36 犯罪被害者等に関する情報の保護 【再掲】	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	警察本部 警務部広報相談課 事件主管課
37 行方不明者対策強化	生命又は身体に危害が生じているおそれのある行方不明者等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じます。	警察本部 生活安全部人身安全対策課

1
2

2 二次的被害の防止

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の人々の言動やインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材・報道などにより、名誉や心身の健康、生活の平穩を害されるといった二次的被害を受ける場合があります。

二次的被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減等の妨げとなります。

そのため、支援に従事する者をはじめ、県民及び事業者の理解や配慮が必要です。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
38 県民・事業者の理解の促進 【再掲】	二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性・重要性等について、様々な機会・媒体を通じて、県民・事業者に対し、広報啓発活動を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
39 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施 【再掲】	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱いを含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、各部局等関係職員に対し、研修を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
40 犯罪被害者等に関する情報の保護 【再掲】	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。	警察本部 警務部広報相談課 事件主管課

1 **基本方針 4 県民・事業者の理解の促進（条例第 8 条第 4 号関連）**

2
3 **1 県民・事業者の理解の促進（基本法第 20 条関係）**

4
5 **【現状と課題】**

6 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、近隣住民等の周囲の人々の言動や、報道機関による過剰な取材・報道により、名誉や生活の平穏を害されるといった二次的被害により、更に精神的なダメージを受け、立ち直りが遅れる場合があります。

7
8
9
10 犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、
11 犯罪被害者等が置かれている状況等について県民・事業者の理解を深めることが必要
12 とされています。

13
14 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
41 様々な機会・媒体を通じた広報啓発の展開 【再掲】	ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲載等により犯罪被害者等施策について周知するとともに、二次的被害の防止や犯罪被害者等支援に関する必要性・重要性等を周知するため、様々な機会・媒体を通じて、県民・事業者に対し、広報啓発活動を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課 関係各課
42 「犯罪被害者週間」を中心とした集中的な広報啓発の実施	「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に合わせて、市町村や犯罪被害者等支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課
43 犯罪被害者等施策に関連する特定の期間における広報啓発の実施	○各季の「交通安全運動」期間において、交通事故による被害者の悲惨な状況や、交通事故相談所における相談対応など、被害者救済対策について周知に努めます。 ○「女性に対する暴力をなくす運動週間（11/12～11/25）」において、女性に対する暴力防止の社会的認識を徹底させます。 ○毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、児童虐待防止のための広報啓発活動を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

施策名	施策の概要	所管部局等
44 児童虐待防止に向けた周知広報	講演会やワークショップを通じて、県民に対し児童虐待の予防や早期発見、早期対応等の周知広報を行います。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
45 DV防止に向けた意識啓発	地域におけるDV問題についての講演会、女性に対する暴力をなくす運動講演会・シンポジウム、高校生を対象とした啓発講座等を行い、DV防止のための広報啓発を図ります。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
46 犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発	犯罪被害者等の人権を含む人権問題について、人権啓発資料の作成・配布等により、人権尊重理念の普及啓発を行います。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
47 犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、つきまとい等の発生状況等を発信します。	警察本部 生活安全部人身安全対策課
48 各種統計等を集約した情報の発信	県内における犯罪被害者等を取り巻く現状がひと目で分かるよう、県内の犯罪等の状況や、犯罪被害等に関する相談状況等の各種統計等を集約した県ホームページを作成します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

1
2

1 **基本方針5 民間団体・支援従事者の育成・支援** (条例第8条第5号関連)

2
3 **1 人材の育成・調査研究** (基本法第21条関係)

4
5 **【現状と課題】**

6 犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に携わる人たちが、犯罪被害
7 者等の置かれている状況を的確に理解するとともに、配慮に欠けた言動や無理解によ
8 って、二次被害を生じさせないようにする必要があります。

9 そのため、支援に携わる人たちが広く犯罪被害者等支援に関する必要な知識を習得
10 し、犯罪被害者等支援に適切に対応できるよう、人材の育成を図ることが必要です。

11
12 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
49 犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施 【再掲】	二次的被害の防止や個人情報適切な取扱いを含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、各部局等関係職員に対し、研修を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
50 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	採用時、昇任時の教養及び各種専科教養時等の機会をとらえて、警察職員等に対し、犯罪被害者等支援に関する教養を行います。	警察本部 警務部広報相談課
51 性暴力被害者支援に係る研修の実施	性暴力被害者支援従事者の養成及び資質向上や、被害者支援に係る理解・協力の促進を図るため、各種研修を実施します。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
52 女性相談員の資質向上	女性相談員への研修実施等により職務関係者の資質向上を図ります。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
53 児童養護施設職員等の資質向上	児童相談所職員や児童養護施設職員に対し、虐待や暴力防止等の意識啓発、資質向上を目的としたワークショップやスーパーバイズ研修等を実施します。	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
54 交通事故相談所職員の育成	相談員が、交通事故被害者からの相談に的確に対応するため、国土交通省において実施される研修への相談員への参加や、実務必携を購入し、相談員の能力向上を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

施策名	施策の概要	所管部局等
55 民生委員・児童委員に対する研修の実施	民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対し適切な相談支援を行うことができるよう、研修等を実施し、資質の向上を図ります。	子ども生活福祉部 福祉政策課
56 学校における相談対応能力の向上	○養護教諭研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、養護教諭の資質向上を図ります。 ○性犯罪・性暴力対策に関する教育推進のため、教職員研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、教職員の資質向上を図ります。	教育庁 保健体育課
57 犯罪被害者等の状況把握等	関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等の置かれている状況や、支援実態等の把握等について手法の検討も含め、適切な支援や人材育成に資する取組を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

1
2

2 民間支援団体に対する支援（基本法第22条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細かな支援を長期にわたって提供できることなどから、行政機関では行き届かない支援を行う重要な役割を有しています。

民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を続けていくため、支援員の確保や技能の向上、財政的基盤の確保等が課題となっています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
58 民間支援団体における人材の確保・育成	○県民を対象として、犯罪被害者等が置かれた状況や支援の意義について理解を深める初級養成講座を開催し、支援活動員を目指す県民の発掘と育成・支援を行います。 ○犯罪被害者等早期援助団体が行う研修に講師を派遣する等し、支援員の育成に協力します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課
59 民間支援団体の活動に対する支援	○民間支援団体の意義や活動について、県民や事業者、関係機関・団体へ周知するとともに、活動基盤の強化に協力します。 ○県警察では、犯罪被害者等早期援助団体の財政的・人的基盤の確立及び各種活動に協力します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課

1 **基本方針 6 連携協力体制の整備 (条例第 8 条第 6 号関連)**

2
3 **1 総合的な支援体制の整備**

4
5 **【現状と課題】**

6 犯罪被害者等は、生命・身体等に対する直接的被害だけでなく、被害直後から、社
7 会生活や経済面の困難、精神的な苦痛のほか、多くの行政手続への対応など、様々な
8 問題や不安を抱えています。

9 国、県、市町村、民間支援団体、その他関係機関・団体など犯罪被害者等への支援
10 を提供している多様な主体が連携し、個々の犯罪被害者等のニーズや実情に合わせ、
11 多岐にわたる様々な支援を適切に途切れることなく提供していくことが必要です。

12
13 **【具体的施策】**

施策名	施策の概要	所管部局等
60 沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの設置	犯罪被害者等支援に関する経験と知識を有する「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」を配置し、県・市町村の総合窓口の強化や支援主体間の連携強化を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
61 犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布	犯罪被害者等支援を行う者が必要とする情報を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関・団体等へ広く配布し、連携強化及び支援の充実を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
62 沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、庁内（知事部局・教育庁・病院事業局・警察本部）関係各課相互の情報の共有及び連携を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
63 関係機関・団体との連携の推進	被害者支援連絡協議会等における関係機関・団体との連携を推進します。	警察本部 警務部広報相談課
64 沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の効果的な実施のために、関係機関が相互に情報を交換し、問題に対する認識の共有化と連携強化を図ります。	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
65 死傷者多数の事案発生時における対応	○県警察においては、死傷者多数事案（おおむね死者 5 人以上又は負傷者 10 人以上）が発生した場合は、関係機関と連携し、初期段階から被害者等を支援する体制を構築します。 ○県総合的対応窓口においては、市町村総合的対応窓口や関係機関・団体と連携しながら支援の調整を行います。	警察本部 関係各課 子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

2 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、事件・事故等により、これまで経験したことのないような様々な対応や手続きに直面します。そして、何を、どこに相談すればよいのか分からない状況の中で、個々の対応や手続きにおいて関係機関等から判断を迫られ、更なる困難に陥る場合があります。

犯罪被害者等が安心して日常生活を送れるよう、犯罪被害者等が直面する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うことが求められています。

【具体的施策】

(1) 相談窓口

施策名	施策の概要	所管部局等
66 県における犯罪被害者等に関する相談体制	犯罪被害者等が直面している問題について、相談業務をはじめ、必要な支援に関する情報提供や助言を行うとともに、関係機関・団体との連携協力・連絡調整を行います。	各関係部局

主な相談窓口一覧

	名称	主な相談受付内容	所管部局等
総合窓口	沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口	犯罪被害者等からの相談・問合せに対応し、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う等、総合的な対応	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課
	警察安全相談	緊急の対応を必要としない警察への相談全般	県警察
事案・状況に応じた窓口	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害 被害直後からの総合的な支援(電話相談、医療支援、同行支援等)	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課
	性犯罪被害相談電話（ハートさん）	性犯罪被害 警察による性犯罪相談専用電話	県警察
	沖縄県配偶者暴力相談支援センター	DV被害 相談、カウンセリング、緊急時の安全確保及び一時保護、保護命令や自立支援に係る情報提供その他支援等	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
	沖縄県交通事故相談所	交通事故被害 損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課
	沖縄県総合精神保健福祉センター（こころの電話相談）	こころのケア 精神保健福祉に関する相談対応・支援	保健医療部 地域保健課
	県内各保健所（精神保健福祉相談）	こころの健康相談 精神保健福祉に関する相談・支援	保健医療部 地域保健課
	24時間子供SOSダイヤル	子供のSOS全般 子どもや保護者等を対象とした相談電話	教育庁 義務教育課
	親子電話相談	親・子ども 家庭教育に関する悩みや不安を抱く親や、友人関係等で悩む子ども等への相談対応及び、関係機関の紹介	教育庁 生涯学習振興課
	医療安全支援センター	医療 個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談	保健医療部 医療政策課
	地域包括支援センター	高齢者 高齢者等の心身の健康保持と生活の安定のため、介護等に関する総合相談や、虐待防止等の権利擁護等の支援	運営主体：市町村 (県関係所管：子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)

1 (2) 情報の提供等

施策名	施策の概要	所管部局等
67 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	県ウェブサイトにおいて、犯罪被害者等の支援に関する窓口・施策や民間支援団体の活動紹介等、随時必要な情報の更新を行い、その充実を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
68 自助グループの紹介等	犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて、自助グループの紹介を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課 警察本部 警務部広報相談課
69 県をまたぐ支援が必要な場合における対応	犯罪被害者等早期援助団体等と協力し、他都道府県の総合的対応窓口及び犯罪被害者等早期援助団体と連携しながら、必要な情報提供や助言等を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
70 海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集	海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集を行います。	文化観光スポーツ部 交流推進課
71 指定被害者支援要員制度の活用	あらかじめ指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生初期における犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行います。	警察本部 警務部広報相談課
72 「被害者の手引」の作成・配布	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を早期に犯罪被害者等へ提供するよう努めます。また、外国人犯罪被害者等に対しては、外国語版の「被害者の手引き」を配布します。	警察本部 警務部広報相談課 刑事部刑事企画課
73 性犯罪被害者に対する情報入手の利便性の向上	性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」等の相談窓口に関する広報や性犯罪被害者へ交付する「被害者の手引」により、刑事事件の流れや関係機関の相談窓口等を紹介するなど情報入手の利便性の向上に努めます。	警察本部 警務部広報相談課 刑事部捜査第一課

2

3 市町村における支援体制の充実に向けた取組

【現状と課題】

基礎自治体である市町村は、住民にとって最も身近であり、保健医療・福祉サービスの提供など、犯罪被害者等の中長期にわたる生活支援を担う中核となる行政機関です。

犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口は、平成30年までに県内の全市町村に設置されています。

犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、市町村における総合的対応窓口の強化や、被害者等支援の整備の促進が求められています。

【具体的施策】

施策名	施策の概要	所管部局等
74 市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進	市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の充実及び連携協力に向けて、市町村会議の開催等を通じた犯罪被害者等支援に関する施策の情報共有・連絡調整を行います。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
75 犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施 【再掲】	市町村職員及び当地域の関係機関・団体職員等を対象に、二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、「市町村出前講座」を実施します。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
76 市町村個別巡回訪問の実施	市町村施策担当窓口・総合的対応窓口等を対象に、犯罪被害者等支援に関する知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、市町村窓口の役割・機能強化に関する助言、相談を受ける上での心構え・実際の相談処理に関する助言、その他情報提供を行う「市町村個別巡回訪問」を実施する。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課
77 市町村巡回パネル展の実施	犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要性等について、市町村巡回パネル展を実施し、理解の促進と市町村における被害者支援の気運の醸成を図ります。	子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課

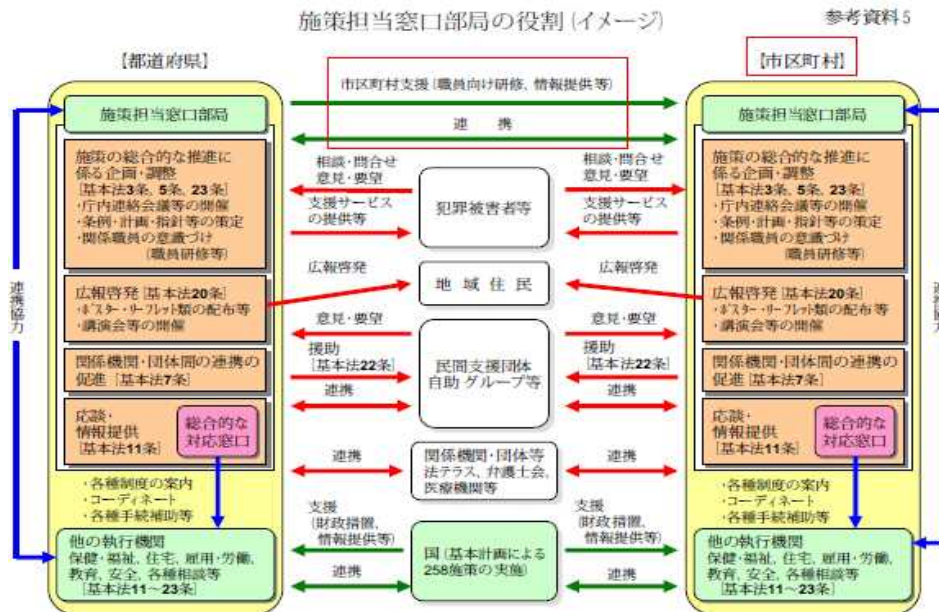
【市町村の役割】

1 犯罪被害者等支援の法的根拠

犯罪被害者等基本法

第5条 地方公共団体の責務 (*地方公共団体=都道府県及び市区町村)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



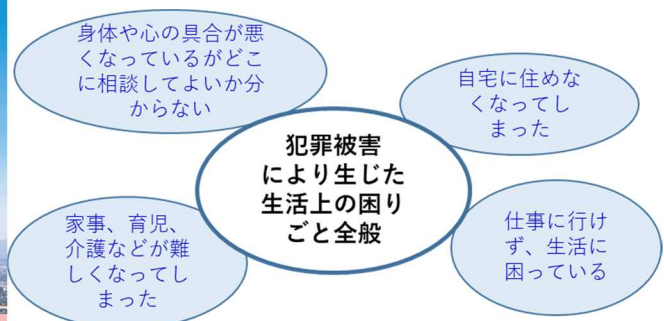
(出典:「犯罪被害者等施策の手引き (平成20年4月 内閣府発行)」)

2 市町村窓口に期待される役割

市町村は、住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれます。

総合的対応窓口は、平成16年制定の犯罪被害者等基本法のもと、国からの要請を受け、平成31年4月までに全ての地方公共団体に設置されました。

〔県内市町村〕 H30年度に設置率100%を達成



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

III 資料編

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■（犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■（犯罪被害者等）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- 居住及び雇用の安定（第16～17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）
- 意見の反映及び透明性の確保（第23条）

■犯罪被害者等基本計画■

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

■年次報告■

■犯罪被害者等施策推進会議■

- 会長：内閣総理大臣
- 委員（10人以内）：
 - ・国家公安委員会委員長
 - ・内閣総理大臣が指定する国務大臣
 - ・内閣総理大臣が任命する犯罪被害者等の支援等に関する有識者



1 < 資料 2 >

2 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

3 目次

4 前文

5 第一章 総則（第一条—第十条）

6 第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

7 第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

8 附則

9 安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の
10 重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられ
11 てきた。

12 しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の
13 多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたいばかりか、十分な支援を受けられ
14 ず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害
15 にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

16 もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしな
17 がら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もま
18 た、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能
19 性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が
20 図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

21 ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方
22 公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策
23 を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

24 第一章 総則

25 （目的）

26 第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方
27 公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本とな
28 る事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、
29 もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

30 （定義）

31 第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ
32 す行為をいう。

33 2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は
34 遺族をいう。

35 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被
36 害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害
37 者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための
38 施策をいう。

39 （基本理念）

40 第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保
41 障される権利を有する。

1 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況
2 その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活
4 を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることが
5 できるよう、講ぜられるものとする。

6 (国の責務)

7 第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被
8 害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

9 (地方公共団体の責務)

10 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切
11 な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施
12 する責務を有する。

13 (国民の責務)

14 第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮する
15 とともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努め
16 なければならない。

17 (連携協力)

18 第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七
19 十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被
20 害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑
21 に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

22 (犯罪被害者等基本計画)

23 第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被
24 害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を
25 定めなければならない。

26 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

27 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

28 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する
29 ために必要な事項

30 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければなら
31 ない。

32 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者
33 等基本計画を公表しなければならない。

34 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

35 (法制上の措置等)

36 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の
37 措置を講じなければならない。

38 (年次報告)

39 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を
40 提出しなければならない。

41

1 第二章 基本的施策

2 (相談及び情報の提供等)

3 第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むこと
4 ができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、
5 必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必
6 要な施策を講ずるものとする。

7 (損害賠償の請求についての援助等)

8 第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑
9 な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の
10 請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充
11 等必要な施策を講ずるものとする。

12 (給付金の支給に係る制度の充実等)

13 第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図
14 るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるもの
15 とする。

16 (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

17 第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受
18 けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サー
19 ビス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

20 (安全の確保)

21 第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを
22 防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指
23 導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合におけ
24 る特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずる
25 ものとする。

26 (居住の安定)

27 第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった
28 犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九
29 十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要
30 な施策を講ずるものとする。

31 (雇用の安定)

32 第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が
33 置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

34 (刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

35 第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切
36 に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の
37 提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ず
38 るものとする。

39 (保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

40 第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又
41 は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮が

1 なされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれ
2 ている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職
3 員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

4 (国民の理解の増進)

5 第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれ
6 ている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解
7 を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

8 (調査研究の推進等)

9 第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を
10 行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に
11 受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の
12 推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成
13 及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

14 (民間の団体に対する援助)

15 第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯
16 罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を
17 図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

18 (意見の反映及び透明性の確保)

19 第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資
20 するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保す
21 るための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

22 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

23 (設置及び所掌事務)

24 第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」とい
25 う。）を置く。

26 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

27 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

28 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議
29 するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検
30 証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べ
31 ること。

32 (組織)

33 第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

34 (会長)

35 第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

36 2 会長は、会務を総理する。

37 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

38 (委員)

39 第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

40 一 国家公安委員会委員長

41 二 国家公安委員会委員長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

1 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命
2 する者
3 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。
4 (委員の任期)
5 第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期
6 は、前任者の残任期間とする。
7 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。
8 (資料提出の要求等)
9 第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政
10 機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができ
11 る。
12 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定す
13 る者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
14 (政令への委任)
15 第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定
16 める。
17 附 則 抄
18 (施行期日)
19 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
20 から施行する。
21 [平成一七年三月政令六七号により、平成一七・四・一から施行]
22 (以下略)
23

1 < 資料3 >

2

3 (出典：警察庁HP「犯罪被害給付制度パンフレット」)

犯罪被害にあわれた方・遺族の方へ 犯罪被害給付制度のご案内

犯罪被害給付制度とは

この制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

犯罪被害給付金の種類

犯罪被害者給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

支給額

給付金の支給額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

ただし、犯罪被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

給付金支給裁定の申請

給付金の申請を受けようとする方は、住居を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請をすることができます。

4

5

犯罪被害者等給付制度のあゆみ

犯罪被害者等給付制度は、通り魔殺人事件の犯罪被害者の遺族、被害者学研究者、弁護士等から、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件等を契機として、国会、マスコミ等で大きく論議され、この制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の痛切な悲惨な状況が広く国民に認識されたことに伴い、犯罪被害者給付制度を始めとする犯罪被害者に対する支援の拡充を求める社会的な気運が急速に高まり、支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされました（平成13年7月1日施行）。

平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年12月、同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、同基本計画に「犯罪被害者給付制度における遺族給付金の支給範囲等の拡大」が盛り込まれたことを踏まえ、重傷病給付金について、支給要件の緩和、支給対象期間の延長などを行う法令改正がなされるとともに、親族間での犯罪について支給範囲の緩和を行う規則改正がなされました（平成18年4月1日施行）。

また、法律の名称を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改めるとともに、目的改正、休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算、やむを得ない理由のため期間内に申請できなかった場合の特例などの規定を整備する法改正がなされ、これと併せて、重傷病被害者（障害等級第1級から第3級までに該当する障害が残った者）に対する障害給付金の額の引上げ、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の額の引上げなどを図る法令改正がなされました（いずれも平成20年7月1日施行）。

さらに、犯罪被害者が暴力組織に属していた場合には原則として支給とするとともに、配偶者からの暴力被害等の場合における支給制限を緩和するための規則改正（平成21年10月1日施行）、障害等級のうち、外傷状態の等級を見直し規則改正（平成23年7月15日施行）、親族間での犯罪に係る遺族・不支給事由を見直し規則改正（平成26年11月1日施行）がなされました。

加えて、第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）を踏まえて行われた実態調査の結果や「犯罪被害者給付制度に関する有識者検討会」の提言を受け、効い運用している遺族給付金の種類や、重傷病給付金の給付期間の延長、給付金の柔軟化などを行う法令改正がなされるとともに、親族間での犯罪に係る遺族・不支給事由の根本の見直しを行う規則改正がなされました（平成30年4月1日施行）。

犯罪被害者等給付金

遺族給付金

支給額

犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

○一定の生計維持関係遺族がいる場合
2,964.5万円～872.1万円
(生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて上限額に加算)

○上記以外の場合
1,210万円～320万円

※犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算

※第一順位の遺族が1人以上いるときは、その人数で除した額

重傷病給付金

支給額

負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額
【上限額：120万円】

○支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病、PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に限ることができない程度であることを要する。）を負った犯罪被害者本人。

障害給付金

支給額

犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

○重度の障害（障害等級第1級～第3級）が残った場合
3,974.4万円～1,056万円

○上記以外の場合
1,269.6万円～18万円

○支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

○「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

◆対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本国籍者（又は日本領空域内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（近親者を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。）

◆給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。

外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

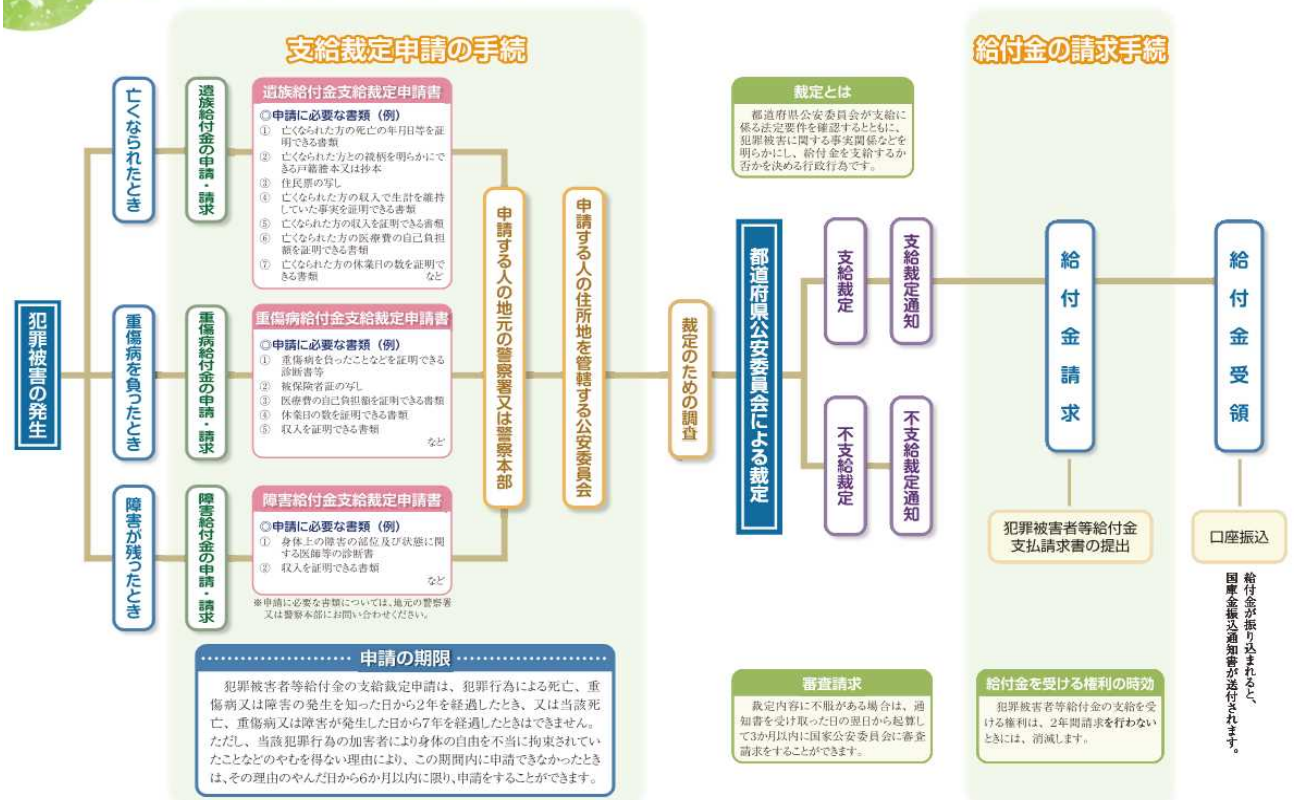
◆「仮給付金」の支給

本人が不明であるなど、速やかに決定を行うことができない事情があるときは、仮給付金が支給されます。

◆給付金の減額・調整

労働者災害補償法等の他の法令の規定による給付が行われるべき場合には、それらの給付の額度において、支給されません。

犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ



犯罪被害給付制度Q&A

Q 故意の犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのですか。

犯罪による被害でも、次のような場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

- 犯罪被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 犯罪被害者について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき
- 犯罪被害者と加害者との関係（金銭関係や男女関係のトラブルなど）、その他の事情からみて給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないとき認められるとき

Q 親族間での犯罪の場合、給付金が支給されるのは、どのような場合ですか。

犯罪行為が行われた時において、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には給付金の全部又は一部が支給される場合があります。また、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が犯罪被害者又は第一順位遺族となる場合には支給制限が緩和されます。

Q 社員が工作中に犯罪被害を受けた場合には、労災保険による補償が行われますが、このような場合であっても給付金は支給されるのですか。

労働者災害補償保険法（労災保険）その他の法令により公的な支給が行われる場合には、犯罪被害者等給付金の額を上限として調整されます（補償額が犯罪被害者等給付金の額を上回るときは、犯罪被害者等給付金は支給されません）。

Q 加害者側から損害賠償を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

犯罪被害を原因として犯罪被害者又は遺族が損害賠償を受けた場合に、受領した損害賠償の額が給付金の額を上回っているときは支給されません。また、損害賠償の額が給付金の額を下回る場合は、給付金の額から受領した損害賠償の額を差し引いた額を支給することとなります。

なお、真正な示談等により、損害賠償請求権を放棄した場合も、原則として支給されないこととなります。

※ 損害賠償を受けたときは、次の事項を記載した書面を都道府県公安委員会に届け出なければなりません。

- 損害賠償を受けた人の氏名、住所及び被害者との続柄
- 損害賠償を受けた年月日
- 損害賠償をした人の氏名、住所、職業及び加害者との関係
- 受領した損害賠償額及びその内訳

Q 交通事故によって被害を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害には、犯罪被害者等給付金は支給されません。

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q 重傷病給付金の支給対象となる「精神疾患に関し、PTSD等で3日以上労務に服することができない程度」とは、誰がどのように判断するのですか。

申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、診断書などの医師の診断結果に基づいて判断を行います。また、必要に応じて医師からの聴取りを行う場合もあります。

Q 障害給付金の対象となる「障害」とは、どの程度の障害をいうのですか。

障害の程度は、他の災害補償関係法令の障害等級と同様に第1級から第14級までをいいます。

なお、法令で定められている障害等級については、P7を参照してください。

1 < 資料4 >

2 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）

3 （目的）

4 第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害
5 が残つた者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むこと
6 ができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び
7 当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置
8 を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること
9 を目的とする。

10 （定義）

11 第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日
12 本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法
13 律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せら
14 れない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない
15 行為及び過失による行為を除く。）をいう。

16 2 この法律において「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行
17 為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり
18 得るものを含む。

19 3 この法律において「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

20 4 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の
21 遺族が受けた心身の被害をいう。

22 5 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前に
23 おける当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以
24 上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

25 6 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき（その症状が固定したときを含
26 む。）における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

27 7 この法律において「犯罪被害者等給付金」とは、第四条に規定する遺族給付金、重傷病給付
28 金又は障害給付金をいう。

29 （犯罪被害者等給付金の支給）

30 第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその
31 遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本
32 国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を
33 支給する。

34 （犯罪被害者等給付金の種類等）

35 第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に
36 対して、一時金として支給する。

37 一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第三項及び第四項の規定に
38 による第一順位の遺族をいう。）

39 二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負つた者

40 三 障害給付金 犯罪行為により障害が残つた者

41

1 (遺族の範囲及び順位)

2 第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時に於いて、次の
3 各号のいずれかに該当する者とする。

4 一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた
5 者を含む。）

6 二 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄
7 弟姉妹

8 三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

9 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用につ
10 いては、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持し
11 ていたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

12 3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三
13 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父
14 母を先にし、実父母を後にする。

15 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付
16 金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた
17 者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族としない。遺族給付金の支給を受けること
18 ができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

19 (犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

20 第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金
21 の全部又は一部を支給しないことができる。

22 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。

23 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、そ
24 の責めに帰すべき行為があつたとき。

25 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から
26 判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会
27 通念上適切でないとき。

28 (他の法令による給付等との関係)

29 第七条 遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付
30 金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償
31 保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われ
32 るべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限
33 度において、支給しない。

34 2 重傷病給付金及び遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。）

35 は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する
36 法律以外の法令（条例を含む。以下この項において同じ。）の規定により療養に関する給付

37 (同条第二項に規定する給付期間におけるものに限る。)が行われるべき場合又はその療養の
38 ため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかつた
39 ことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付（同条第三項に規定す
40 る休業日に係るものに限る。）が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給
41 しない。

1 (損害賠償との関係)

2 第八条 犯罪被害を原因として犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の
3 限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

4 2 国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給
5 付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。

6 (犯罪被害者等給付金の額)

7 第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計
8 維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

9 2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担
10 額（当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して政令で定める期間を経過
11 するまでの間（以下この項及び次項において「給付期間」という。）における療養に要した費
12 用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法（大正十一年法律第七十
13 号）その他の政令で定める法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた
14 給付期間における療養に関する給付の額を控除して得た額（当該犯罪被害者がこれらの法律の
15 規定による療養に関する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあつて
16 は、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額）をいう。次項及び第五項にお
17 いて同じ。）とする。

18 3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常
19 得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日（給付期間内の日（当該収入の全部
20 又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。）に限り、当該犯罪被害者
21 が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合（国家公安委員会規則
22 で定める場合に限る。）にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項
23 第二号において「休業日」という。）がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定に
24 かかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該
25 休業日の数を乗じて得た額（当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得
26 ていた収入の一部を得た日（以下この項において「部分休業日」という。）が含まれるときは、
27 当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入
28 の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。）を加え
29 た額とする。

30 4 前二項の規定により算定した額が第七条第二項に規定する法令の規定による給付との均衡を
31 考慮して政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、前二項の規定にかかわら
32 ず、当該政令で定める額とする。

33 5 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合におけ
34 る遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号
35 に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額（その額が前項の政令で定める額を超えるとき
36 は、当該政令で定める額）を加えた額とする。

37 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該療養についての犯罪被害者負担額

38 二 当該療養についての休業日がある場合 当該療養についての犯罪被害者負担額に休業加算
39 額を加えた額

40 6 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び
41 前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

1 7 障害給付金の額は、政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額に、障害の程度を基
2 準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

3 (裁定の申請)

4 第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところ
5 により、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申
6 請し、その裁定を受けなければならない。

7 2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から二年を
8 経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から七年を経過したときは、
9 することができない。

10 3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていた
11 ことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をする
12 ことができなかったときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすること
13 ができる。

14 (裁定等)

15 第十一条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金
16 を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以
17 下同じ。）を行わなければならない。

18 2 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、当該額の犯
19 罪被害者等給付金の支給を受ける権利を取得する。

20 3 犯罪被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪
21 被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の
22 限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

23 (仮給付金の支給等)

24 第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知る
25 ことができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に
26 関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者
27 (次条第一項及び第三項において「申請者」という。)に対し、政令で定める額の範囲内にお
28 いて、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。

29 2 国は、前項の決定があつたときは、仮給付金を支給する。

30 3 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたとき
31 は、国は、仮給付金の額の限度において犯罪被害者等給付金を支給する責めを免れる。この場
32 合において、当該裁定で定める額が仮給付金の額に満たないときは、その者は、その差額を返
33 還しなければならない。

34 4 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給しない旨の裁定があつたとき
35 は、その者は、仮給付金に相当する金額を返還しなければならない。

36 5 仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、
37 又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又はその遺族が死亡したときは、国は、当
38 該仮給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給
39 を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責
40 めを免れる。

41

1 (裁定のための調査等)

2 第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に
3 対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせ
4 ることができる。

5 2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その
6 他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 3 申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出
8 せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下するこ
9 ができる。

10 (国家公安委員会規則への委任)

11 第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、裁定の手續その他裁定に関し必要な事項
12 は、国家公安委員会規則で定める。

13 (不正利得の徴収)

14 第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項及び
15 第十九条において同じ。）の支給を受けた者がいるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例
16 により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一
17 部を徴収することができる。

18 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

19 (時効)

20 第十六条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年
21 間行使しないときは、時効により消滅する。

22 (犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護)

23 第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押える
24 ことができない。

25 (公課の禁止)

26 第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することが
27 できない。

28 (戸籍事項の無料証明)

29 第十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
30 号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、公
31 安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含
32 む。）町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明
33 を行うことができる。

34 (事務の区分)

35 第二十条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理すること
36 とされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

37 (地方自治法の特例)

38 第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三
39 項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項
40 の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第
41 三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理

1 大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四
2 章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委
3 員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公
4 安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公
5 安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは
6 「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
7 (昭和五十五年法律第三十六号)」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所
8 管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者
9 等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の
10 都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定す
11 る法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

12 (審査請求と訴訟との関係)

13 第二十一条 第十一条第一項の裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対
14 する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

15 (犯罪被害者等の支援)

16 第二十二条 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」とい
17 う。)は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族(以下「犯罪被害
18 者等」という。)が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪
19 被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うよう
20 に努めなければならない。

21 2 警察本部長等は、前項の規定に基づく措置をとるに当たっては、関係する機関の活動との連
22 携及び調和の確保に努めなければならない。

23 3 公安委員会は、次条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期
24 に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを
25 目的とする民間の団体(第五項において「犯罪被害者等早期援助団体等」という。)の自主的
26 な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない
27 い。

28 4 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき
29 措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

30 5 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に対し、当該犯罪被害者等
31 早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指
32 導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

33 6 前各項に定めるもののほか、国家公安委員会、公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者
34 等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

35 (犯罪被害者等早期援助団体)

36 第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な
37 生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人で
38 あつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実にを行うことができ
39 と認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早
40 期援助団体」という。)として指定することができる。

41 2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。
- 2 二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。
- 3 三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の
- 4 申請を補助すること。
- 5 四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸
- 6 与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。
- 7 3 犯罪被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行うに当たっては、第一項の指定を受
- 8 けないで、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。
- 9 4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第
- 10 二項第二号又は第四号に掲げる事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早
- 11 期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該
- 12 犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。
- 13 5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必
- 14 要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべ
- 15 きことを命ずることができる。
- 16 6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一
- 17 項の指定を取り消すことができる。
- 18 7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号
- 19 から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目
- 20 的以外の目的のために利用してはならない。
- 21 8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たっては、関係する機関及
- 22 び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
- 23 い。
- 24 9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会
- 25 規則で定める。

26 (経過措置)

27 第二十四条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令
28 で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定
29 めることができる。

30 (政令への委任)

31 第二十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この
32 法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

33 (罰則)

34 第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

35 第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

36 附 則 抄

37 (施行期日等)

38 1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、この法律の施行後に行われた犯罪行為によ
39 る死亡又は重障害について適用する。

40 (以下略)

41

「沖縄県犯罪被害者等支援条例」の概要



1 **〈 資料6 〉**

2 **沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）**

3 （目的）

4 **第1条** この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、
5 及び県が講ずる施策の基本的な事項を定めるとともに、当該施策の策定に犯罪被害者等そ
6 の他関係者の意見を反映するための措置を講ずることにより、犯罪被害者等支援に関する
7 施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰も
8 が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

9 （定義）

10 **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ
11 る。

- 12 (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪
13 等をいう。
- 14 (2) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- 15 (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心し
16 て暮らすことができるようにするための取組をいう。
- 17 (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- 18 (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、その受けた被害に起因して行われる配慮に欠ける言動
19 により受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害をいう。
- 20 (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
21 （昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯
22 罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

23 （基本理念）

24 **第3条** 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等が個人としての尊厳が重んぜられ、その
25 尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村、民間支援団
26 体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下に、社会
27 全体として推進していかななければならない。

28 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置か
29 れている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次的被害が生ずることの
30 ないよう十分配慮して行われなければならない。

31 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が
32 途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

33 （県の責務）

34 **第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、民
35 間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等
36 支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

37 （県民の責務）

38 **第5条** 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等
39 支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮す
40 るとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとし
41 る。

1 (事業者の責務)

2 **第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等
3 が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を
4 生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関す
5 る施策に協力するよう努めるものとする。

6 (民間支援団体の責務)

7 **第7条** 民間支援団体は、基本理念にのっとり、当該民間支援団体が犯罪被害者等支援を行
8 うに当たって必要な知識及び技能の向上を図るよう努めるとともに、県が実施する犯罪被
9 害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

10 (基本方針)

11 **第8条** 県は、次に掲げる基本方針に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を講ずるもの
12 とする。

- 13 (1) 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害に係る損害の回復及び経済的負担の軽減を図
14 ること。
- 15 (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう
16 にするための支援を図ること。
- 17 (3) 再被害及び二次的被害の発生の防止を図ること。
- 18 (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重
19 要性等について県民及び事業者の理解の促進を図ること。
- 20 (5) 民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者の育成及び支援を図ること。
- 21 (6) 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者相
22 互の連携協力体制の整備を図ること。

23 (犯罪被害者等支援計画)

24 **第9条** 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯
25 罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものと
26 する。

27 2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 28 (1) 前条に規定する基本方針を踏まえて県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策
- 29 (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進
30 するために必要な事項

31 3 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めようとするときは、広く県民の意見を求め、及び
32 沖縄県犯罪被害者等支援審議会に諮問するものとする。

33 4 知事は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利
34 用その他の適切な方法により公表しなければならない。

35 5 前2項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

36 6 知事は、毎年度、犯罪被害者等支援計画に基づき実施した施策の実施状況その他犯罪被
37 害者等支援に関する事項を公表するものとする。

38 (沖縄県犯罪被害者等支援審議会)

39 **第10条** この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県犯罪被害者
40 等支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

41 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関する重要事項について、

1 知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

2 3 審議会は、委員8人以内で組織する。

3 4 委員は、民間支援団体の職員、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 6 委員は、再任されることができる。

8 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
10 (財政上の措置)

11 **第11条** 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ず
12 るよう努めるものとする。

13 (市町村への協力)

14 **第12条** 県は、市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策について、市町村の求めに
15 応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

16 附 則

17 (施行期日)

18 1 この条例は、公布の日から施行する。

19 (ちゅうちなー安全なまちづくり条例の一部改正)

20 2 ちゅうちなー安全なまちづくり条例(平成15年沖縄県条例第47号)の一部を次のよう
21 に改正する。

22 「第8章 犯罪被害者等に対する支援(第25条—第28条)

23 目次中 第9章 アルコール関連犯罪の防止(第29条—第33条) を 「第8章 アル

第9章 雑則

24 第10章 雑則(第34条) 」

25 コール関連犯罪の防止(第25条—第29条)

26 (第30条) に改める。
」

27 第1条中「、犯罪の被害者等の支援」を削る。

28 第8章を削る。

29 第9章中第29条を第25条とし、第30条から第32条までを4条ずつ繰り上げる。

30 第33条中「第31条」を「第27条」に改め、第9章中同条を第29条とし、同章を第8章と
31 する。

32 第34条中「、第28条及び第31条」を「及び第27条」に改め、第10章中同条を第30条と
33 し、同章を第9章とする。

34

1 **〈 資料7 〉**

2 **沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（令和4年沖縄県規則第33号）**

3 （趣旨）

4 **第1条** この規則は、沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）第10条第
5 8項の規定に基づき、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の組織及
6 び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

7 （会長）

8 **第2条** 審議会に会長を置く。

9 2 会長は、委員の互選により定める。

10 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

11 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がそ
12 の職務を代理する。

13 （会議）

14 **第3条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

15 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

16 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す
17 るところによる。

18 （意見の聴取）

19 **第4条** 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意
20 見を聴くことができる。

21 （庶務）

22 **第5条** 審議会の庶務は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において処理する。

23 （補則）

24 **第6条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に
25 諮って定める。

26 **附 則**

27 （施行期日）

28 1 この規則は、公布の日から施行する。

29 （沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正）

30 2 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規
31 則第111号）の一部を次のように改正する。

32 （次のよう略）

33 （沖縄県行政組織規則の一部改正）

34 3 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

35 （次のよう略）

36

1 **〈 資料 8 〉**

2 **沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領**

3 [令和4年11月2日沖縄県犯罪被害者等支援審議会決定]

4 (趣旨)

5 **第1条** この要領は、沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（令和4年沖縄県規則第33号）第
6 6条の規定に基づき、沖縄県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の運営
7 に関し必要な事項を定めるものとする。

8 (会議の公開)

9 **第2条** 審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開するものと
10 する。

11 (1) 法令等の規定により、非公開とされる場合

12 (2) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報（不開示
13 情報）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

14 (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が
15 達成できなくなると認められる場合

16 (公開の方法等)

17 **第3条** 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることによ
18 り行う。

19 2 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。

20 3 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定め
21 る。

22 4 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、審議会を所管する沖縄県子
23 ども生活福祉部による会議開催の公表時に示すこととする。

24 (会議の公開の可否の決定権限等の委任)

25 **第4条** 審議会の会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すこと
26 が望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、審議会
27 の庶務を処理する沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長（以下「課長」とい
28 う。）に委任する。課長は、前2条の規定に基づき決定を行うこととし、疑義がある場合
29 は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。

30 (雑則)

31 **第5条** この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

32 **附 則**

33 この要領は、令和4年11月2日から施行する

34

〈 資料 8 〉

具体的施策一覧

施策名		所管部局等		頁
基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減（条例第 8 条第 1 号関連）				
1 損害賠償請求等に関する援助（基本法第 12 条関連）				
1	交通事故相談所での相談等	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	13
2	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察本部	警務部広報相談課	13
3	暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察本部	刑事部組織犯罪対策課	13
2 経済的負担の軽減（基本法第 13 条関連）				
4	犯罪被害者等の経済的負担の軽減に向けた施策の充実	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	14
5	犯罪被害者支援に係る公費支出	警察本部 子ども生活福祉部	警務部広報相談課 女性力・平和推進課	14
6	犯罪被害給付制度・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知	警察本部	警務部広報相談課	14
7	福祉資金貸付制度の活用	子ども生活福祉部	福祉政策課 青少年・子ども家庭課	14
3 居住の安定（基本法第16条関係）				
8	公営住宅への優先入居及び一時使用	土木建築部	住宅課	15
9	民間住宅への入居支援	土木建築部	住宅課	15
10	被害直後における居住場所の確保	警察本部	警務部広報相談課	15
4 雇用の安定（基本法第17条関係）				
11	事業主の理解の促進【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	16
12	犯罪被害者等への就労支援	商工労働部	雇用政策課	16
13	労働相談窓口の設置及び周知	商工労働部	労働政策課	16
14	個別労働紛争解決制度の周知	商工労働部	労働政策課	16

施策名		所管部局等		頁
基本方針2 精神的・身体的被害の回復（条例第8条第2号関連）				
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）				
15	性暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）の運営	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	17
16	おきなわ子ども虐待ホットライン	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	17
17	精神保健福祉相談の実施	保健医療部	地域保健課 保健医療総務課	17
18	生活再建等に資する福祉サービス支援制度の活用	子ども生活福祉部	保護・援護課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課	18
19	学校における教育相談体制の充実	教育庁	義務教育課 県立学校教育課	18
20	不登校の児童生徒に対する支援	教育庁	義務教育課 県立学校教育課	18
21	被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	警察本部	警務部広報相談課 生活安全部少年課	18
2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（基本法第18条・19条関係）				
22	迅速・確実な被害の届出の受理等	警察本部	関係各課	19
23	医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察本部	刑事部捜査第一課	19
24	刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	警察本部	刑事部捜査第一課	19
25	犯罪被害者等の意向に配慮した証拠物件の取扱い	警察本部	刑事部刑事企画課	20
26	捜査に関する適切な情報提供等（被害者連絡制度、民間団体との連携）	警察本部	刑事部刑事企画課 警務部広報相談課	20
27	交通事故被害者等の心情に配慮した交通事故事件捜査の推進	警察本部	交通部交通指導課	20
28	女性警察官の配置等	警察本部	関係各課	20
29	被害児童からの事情聴取における配慮	警察本部	刑事部刑事企画課 生活安全部少年課	20
30	警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	警察本部	関係各課	20

施策名		所管部局等		頁
基本方針3 再被害・二次的被害の防止（条例第8条第3号関連）				
1 安全の確保（基本法第15条関係）				
31	児童の安全の確保等に関する取組	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	21
32	女性相談所等における一時保護体制・対応の充実	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	21
33	児童虐待の再被害防止・早期発見のための関係機関の連携等	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	21
34	警察における再被害防止措置の推進・関係機関の連携の強化	警察本部	関係各課	21
35	再被害の防止に資する適切な加害者処遇（ストーカー事案、DV事案）	警察本部	生活安全部人身安全対策課	22
36	犯罪被害者等に関する情報の保護【再掲】	警察本部	警務部広報相談課 事件主管課	22
37	行方不明者対策強化	警察本部	生活安全部人身安全対策課	22
2 二次的被害の防止				
38	県民・事業者の理解の促進【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	23
39	犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	23
40	犯罪被害者等に関する情報の保護【再掲】	警察本部	警務部広報相談課 事件主管課	23

施策名		所管部局等		頁
基本方針4 県民・事業者の理解の促進（条例第8条第4号関連）				
1 県民・事業者の理解の促進（基本法第20条関係）				
41	様々な機会・媒体を通じた広報啓発の展開【再掲】	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課 関係各課	24
42	「犯罪被害者週間」を中心とした集中的な広報啓発の実施	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課	24
43	犯罪被害者等施策に関連する特定の期間における広報啓発の実施	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課 女性力・平和推進課 青少年・子ども家庭課	24
44	児童虐待防止に向けた周知広報	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	25
45	DV防止に向けた意識啓発	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	25
46	犯罪被害者等の人権を含む人権問題に関する啓発	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	25
47	犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察本部	生活安全部人身安全対策課	25
48	各種統計等を集約した情報の発信	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	25
基本方針5 民間団体・支援従事者の育成・支援（条例第8条第5号関連）				
1 人材の育成・調査研究（基本法第21条関係）				
49	犯罪被害者等支援に関する職員研修の実施【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	26
50	警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察本部	警務部広報相談課	26
51	性暴力被害者支援に係る研修の実施	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	26
52	女性相談員の資質向上	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	26
53	児童養護施設職員等の資質向上	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課	26
54	交通事故相談所職員の育成	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	26
55	民生委員・児童委員に対する研修の実施	子ども生活福祉部	福祉政策課	27
56	学校における相談対応能力の向上	教育庁	保健体育課	27
57	犯罪被害者等の状況把握等	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	27
2 民間支援団体に対する支援（基本法第22条関係）				
58	民間支援団体における人材の確保・育成	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課	28
59	民間支援団体の活動に対する支援	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課	28

施策名		所管部局等		頁
基本方針6 連携協力体制の整備（条例第8条第6号関連）				
1 総合的な支援体制の整備				
60	沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザーの設置	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	29
61	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	29
62	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議の開催	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	29
63	関係機関・団体との連携の推進	警察本部	警務部広報相談課	29
64	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議の開催	子ども生活福祉部	女性力・平和推進課	29
65	死傷者多数の事案発生時における対応	警察本部 子ども生活福祉部	関係各課 消費・暮らし安全課	29
2 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）				
66	県における犯罪被害者等に関する相談体制 （主な窓口一覧）	各関係部局	各関係課 ○消費・暮らし安全課 ○県警察 ○女性力・平和推進課 ○青少年・子ども家庭課 ○地域保健課 ○義務教育課 ○生涯学習振興課 ○医療政策課 ○高齢者福祉介護課	30
67	犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	31
68	自助グループの紹介等	子ども生活福祉部 警察本部	消費・暮らし安全課 警務部広報相談課	31
69	県をまたぐ支援が必要な場合における対応	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	31
70	海外における県出身者の犯罪被害者等に関する情報収集	文化観光スポーツ部	交流推進課	31
71	指定被害者支援要員制度の活用	警察本部	警務部広報相談課	31
72	「被害者の手引」の作成・配布	警察本部	警務部広報相談課 刑事部刑事企画課	31
73	性犯罪被害者に対する情報入手の利便性の向上	警察本部	警務部広報相談課 刑事部捜査第一課	31
3 市町村における支援体制の充実に向けた取組				
74	市町村における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	32
75	犯罪被害者等支援に関する市町村職員等研修の実施【再掲】	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	32
76	市町村個別巡回訪問の実施	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	32
77	市町村巡回パネル展の実施	子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課	32

